

# 令和3年度の後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減措置が変更されます

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直しされています。令和3年度は保険料率に変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される**保険料の軽減措置**について、変更されます。**令和3年度の保険料額は、令和3年7月中旬頃に決定通知書を送付します。**

**保険料の内訳** ※年間保険料額については、100円未満切り捨て。

年間保険料額 (限度額64万円)	=	均等割額 被保険者一人当たり 43,100円	+	所得割額 (総所得金額等－43万円) ×8.3%
---------------------	---	------------------------------	---	--------------------------------

**均等割額** → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。  
**所得割額** → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。

## 保険料の均等割額の軽減措置

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	令和2年度まで		令和3年度から	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
43万円 <sup>*1</sup> + (給与・年金所得者等 <sup>*2</sup> の数－1) × 10万円を超えない世帯	7.75割	9,697円	7割 (本則)	12,930円
うち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得なし)の場合	7割	12,930円		
43万円 <sup>*1</sup> + (給与・年金所得者等 <sup>*2</sup> の数－1) × 10万円 + 28万5千円 × 世帯の被保険者数を超えない世帯	5割	21,550円	5割 (本則)	21,550円
43万円 <sup>*1</sup> + (給与・年金所得者等 <sup>*2</sup> の数－1) × 10万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数を超えない世帯	2割	34,480円	2割 (本則)	34,480円

※1 基礎控除額は、平成30年税制改正により令和3年度から43万円になります(令和2年度までは33万円)。  
 ※2 給与・年金所得者等とは、①一定の給与所得者(給与収入55万円超)または②公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)のいずれかを満たす方。

## 特別徴収(年金からの納付)が始まります

4月支給の年金から初めて保険料が特別徴収(年金から納付)になる方へ、4月上旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」を送付します。



お問い合わせ 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課(☎853・7155)、総務課(☎838・0610)  
 ホームページ: <http://www.akita-kouiki.jp/> → 左枠「保険料について」内

### 登録ヘルパーを募集します

香田では今、訪問ヘルパーを募集しています。

- 1時間: 1,150円～(1日1時間でも可)
- 1時間: 1,250円

● 1日 4時間程又はそれ以上勤務できる方

- ・土、日勤務可能な方
- ・朝7:00～(時々)
- ・夕5:30～6:30(時々)勤務できる方

● 1時間: 1,300円

- ・介護福祉士資格のある方

※別途、ガソリン代、移動手当を支給します。  
 ※訪問介護員正職員1人を募集します(まずは連絡を)  
 連絡先: ☎018・893・3686

### 香田ケアセンター

五輪目町大川下樋口字豊原下72-1  
 電話: 018-854-4030

ケアマネジャーへの相談や  
 役場への認定申請手続き等  
 無料で行います。  
 ※非ご相談下さい。

65歳以上の皆さんへ

# 令和6年3月までの介護保険料額を改正します 基準月額は8,400円から8,300円へ

介護保険事業は、3年を1期として事業を見直すこととされ、今後3か年の介護サービス利用量や保険給付費の見直しを行いました。

町では、高額になっている保険料抑制のために高齢者の健康づくりや生活習慣病予防、介護予防を推進し、今まで基準月額8,400円だった保険料を令和3年4月から

令和6年3月までの3年間、月額8,300円に改正します。所得または収入に応じた保険料負担となるよう、前回と同様に保険料段階を12段階に細分化し、負担の均衡を図っています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料	
第1段階	本人が住民税非課税 世帯非課税	生活保護受給者 ・前年の課税年金収入額と「合計所得金額」の合計額が80万円以下の方	0.30 (0.50)	29,880円 (49,800円)	2,490円 (4,150円)
第2段階		・本人の前年の課税年金収入額と「合計所得金額」の合計が80万円超120万円以下の方	0.50 (0.75)	49,800円 (74,700円)	4,150円 (6,225円)
第3段階		・本人の前年の課税年金収入額と「合計所得金額」の合計が120万円超	0.70 (0.75)	69,720円 (74,700円)	5,810円 (6,225円)
第4段階	本人が住民税課税 世帯課税	・本人の前年の課税年金収入額と「合計所得金額」の合計額が80万円以下の方	0.90	89,640円	7,470円
第5段階 (基準段階)		・本人の前年の課税年金収入額と「合計所得金額」の合計が80万円超の方	1.00 (基準割合)	99,600円 (基準年額)	8,300円 (基準月額)
第6段階		・本人の前年の「合計所得金額」が120万円未満	1.20	119,520円	9,960円
第7段階	本人が住民税課税	・本人の前年の「合計所得金額」が120万円以上150万円未満	1.30	129,480円	10,790円
第8段階		・本人の前年の「合計所得金額」が150万円以上200万円未満	1.40	139,440円	11,620円
第9段階		・本人の前年の「合計所得金額」が200万円以上250万円未満	1.50	149,400円	12,450円
第10段階		・本人の前年の「合計所得金額」が250万円以上300万円未満	1.60	159,360円	13,280円
第11段階		・本人の前年の「合計所得金額」が300万円以上400万円未満	1.70	169,320円	14,110円
第12段階		・本人の前年の「合計所得金額」が400万円以上	1.80	179,280円	14,940円

「合計所得金額」: 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1段階から第5段階の方は、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額から10万円を控除した金額を用います(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします)。  
 第6段階以上の方は、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、給与所得の金額または公

的年金等所得の金額から10万円を控除した額を用います(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします)。  
 ※長期譲渡所得または短期譲渡所得がある場合は、これらに係る特別控除額を控除します。  
 ※第1段階から第3段階までの保険料については、公費による軽減措置を実施し、上段の保険料率および金額となります。

お問い合わせ 町健康福祉課 (☎852・5107)